

## 平成30年度監査結果報告について

平成30年度監査報告書(財務監査結果報告、財政援助団体等監査結果報告及び行政監査結果報告)を、監査委員が市長に提出しました。

- 市長提出日時  
平成31年3月14日(木)15時
- 場所  
市庁舎2階 市長応接室
- 監査報告書  
別添のとおり

### 1 監査結果の概要

- (1) 監査対象  
主として平成29年4月1日から平成30年8月31日までに執行した事務・事業(工事を含む。)
- (2) 監査の結果

監査の種別	財務監査 <sup>注1</sup>				財政援助団体等監査 <sup>注2</sup>	行政監査 <sup>注3</sup>	計
	指定管理者制度事務 <sup>注4</sup>	補助金事務 <sup>注4</sup>	経理事務等	工事	出資団体	職員の健康管理	
指摘事項 <sup>注5</sup>	4項目	2項目	8項目	6項目	4項目	—	24項目
意見 <sup>注6</sup>	1件	1件	2件	1件	2件	1件	8件

注1……対象は、保土ヶ谷区ほか2区、政策局ほか21局1本部

注2……対象は、横浜港埠頭株式会社ほか16団体(指定管理者制度事務及び補助金事務に係る団体を含む。)

注3……対象は、総務局ほか2局1本部

注4……重点項目として、監査の精度を高めるため、財政援助団体等監査を同時に実施した。そのため、財政援助団体等監査の対象となった団体に係る指摘事項等を含む。

注5……違法・不当な事項であり改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの

注6……指摘事項等を踏まえて必要であると認めるもの又は組織及び運営の合理化に資するために付す監査委員の見解

### 2 監査委員からの主な意見等

- (1) 監査を振り返って(P.4)

内部統制の一つである自己点検が有効に機能するためには

#### 1 業務・リスクの可視(客観)化

業務執行過程・リスクが可視化された業務フロー、マニュアル等の整備は、自己点検の実効性を高めるため、不可欠である。特に財務事務のような定型業務については、既存の業務フローやマニュアルを活用するなど、迅速に整備を進めることが求められる。

#### 2 職員の育成及び配置

財務事務は客観的なルールや手続に依拠して執行され、それらに習熟したものが担当し、又はチェックを行えばミス在未然に防止できる分野でもある。区局が連携しながら財務事務に精通した人材を計画的に養成するとともに必要な職場・ラインに適切に配置することを要望する。

## (2) 財務監査

### ア 指定管理者制度事務【重点項目】

#### <主な指摘事項・課題>

- ・施設の設置者である本市と指定管理者との管理区分や責任の範囲が不明確であったことなどから、条例に定めのない利用料金を徴収していた事例が見受けられた。
- ・特定の事業者が長期に渡り指定管理業務を行った結果、本市の点検・確認が漫然と行われ、必要に応じた指定管理者への指導・監督が欠如していたことなどから、明確な減免事由でないにもかかわらず、利用料金の全額免除を行っていた事例が見受けられた。

#### 意見 指定管理者制度事務の適正な執行に向けた取組 (P. 17)

次の点について議論をするよう要望する。

- ・制度活用の是非と併せて、選定手続、期間や評価の方法は適切であるか。
- ・事業報告書等の内容の精査や実施調査などの本市の関与の時期・方法が、当該施設の設置目的と指定管理者に期待するメリットに照らして適切であるか。

### イ 補助金事務【重点項目】

#### <主な指摘事項・課題>

- ・交付要綱等補助金交付の根拠となる規定の不明確さや、補助金の交付が長期化・常態化しているものが見受けられた。

#### 意見 補助金の適正執行及び効果的な補助事業執行に向けた取組 (P. 30)

- ・交付要綱等の補助対象経費、交付先団体の要件が漠然としており、交付基準となり得ないものは、速やかに修正を行うこと。
- ・交付先団体の補助事業が補助目的に沿って適切かつ有効に行われているか検証すること。検証に当たっては、事業継続の妥当性を判断できるよう、補助目的の達成状況を評価することが可能な、直接的で明確な指標を設定し、交付先団体と共有すること。

### ウ 内部統制制度

#### <課題>

- ・内部統制制度実施に向けては、関係課が検討しているところであり、改正地方自治法施行まで残り1年であるが、具体的な内部統制制度導入に向けた体制は、整っていない。

#### 意見 内部統制制度導入に向けた取組 (P. 50)

- ・財務事務以外の内部統制制度の対象を定め、内部統制を推進する部局、内部統制を評価する部局等の体制の整備について具体的な検討を行うこと。
- ・内部統制制度が整備され、ミスの発生原因が追跡できるようになれば、過失の有無が明確になり、職員の身分保障にもつながることになる。このようなメリットなどを説明して、内部統制制度が職員一人ひとりに直接関わりがあることを周知すること。

## (3) 行政監査 (テーマ「職員の健康管理」)

#### <課題>

- ・市長部局における受診結果報告書の提出率は目標を100%としているが、ここ数年70%程度にとどまっており、現在の仕組みでは、提出率の改善は見込めないと考えられる。健康ビジョンで示しているように、責任職には職員の心身の健康に配慮する意識と行動が求められるが、その仕組みは具体化されていない。
- ・各事業者が策定過程に関与し、保険者が策定したデータヘルス計画では、コラボヘルスの推進が不可欠とされている。しかし、その取組は不十分な状況となっている。

#### 意見 職員の健康管理に向けた取組 (P. 92)

- ・市長部局は、健康ビジョンで示している「全責任職が健康経営の視点からマネジメントを実践している」という目標達成のために、責任職からのマネジメントをどのような方法で行い、どのような仕組みを構築するのかについて検討し整理すること。
- ・各事業者は、特に特定保健指導においては、国の目標を達成できるよう、保険者と連携した取組をより一層進めること。

お問合せ先

監査事務局財務監査課長 佐倉 康之 Tel 045-671-3362